

二子玉川ライズ イベントスペース使用規則

二子玉川ライズ協議会 全体管理者
東急株式会社
2020年7月版

本規則は予告なく変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
なお、使用者は、お申込みの時期に関わらず、変更後の規則に従っていただきます。

- ・ P2. 二子玉川ライズ イベントスペースの趣旨
- ・ P3. イベントスペース「ギャラリー」概要
- ・ P4. イベントスペース「中央広場」概要
- ・ P5. 使用料金・使用時間
- ・ P6. お問い合わせ～実施までの流れ
- ・ P7. イベントスペースのご使用にあたって
(P12 . イベントスペース使用承認申請書)
- ・ P13. お問い合わせ先

二子玉川ライズは、二子玉川東地区ならびに二子玉川東第二地区の第一種市街地再開発事業による施設で、駅周辺の商業・業務の活性化を図り、両地区の高度利用と都市機能の更新を行うことにより、自然環境と調和した居住機能を含む複合市街地の創出を目的とした再開発等促進区を定める地区計画事業です。

その目的を達成するため、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」における「まちづくり団体の登録制度」に登録して「公開空地等」の活用を通じて地域の特性をいかし魅力を高めるまちづくり活動を行っています。

これにより、二子玉川ライズ イベントスペースは「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づき、街の活性化を目的として、公共性、社会性、文化性等を持ったイベントにのみ利用が認められています。

当イベントスペースのご使用に際しては、本使用規則を十分にご理解・遵守いただき、来街者等の安全面に最大限配慮した、円滑な実施運営を行っていただくようお願い申し上げます。

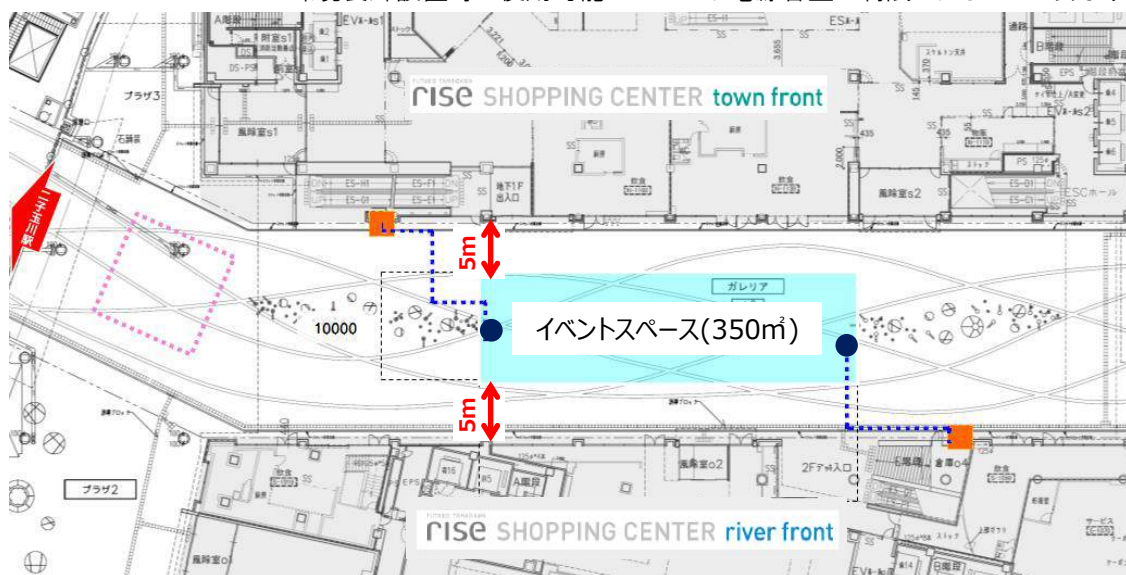


【二子玉川ライズ ガレリア】

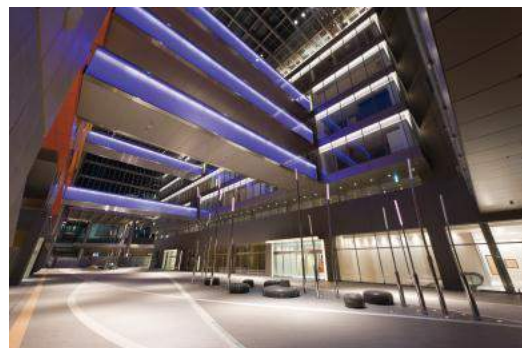


二子玉川ライズ ガレリア

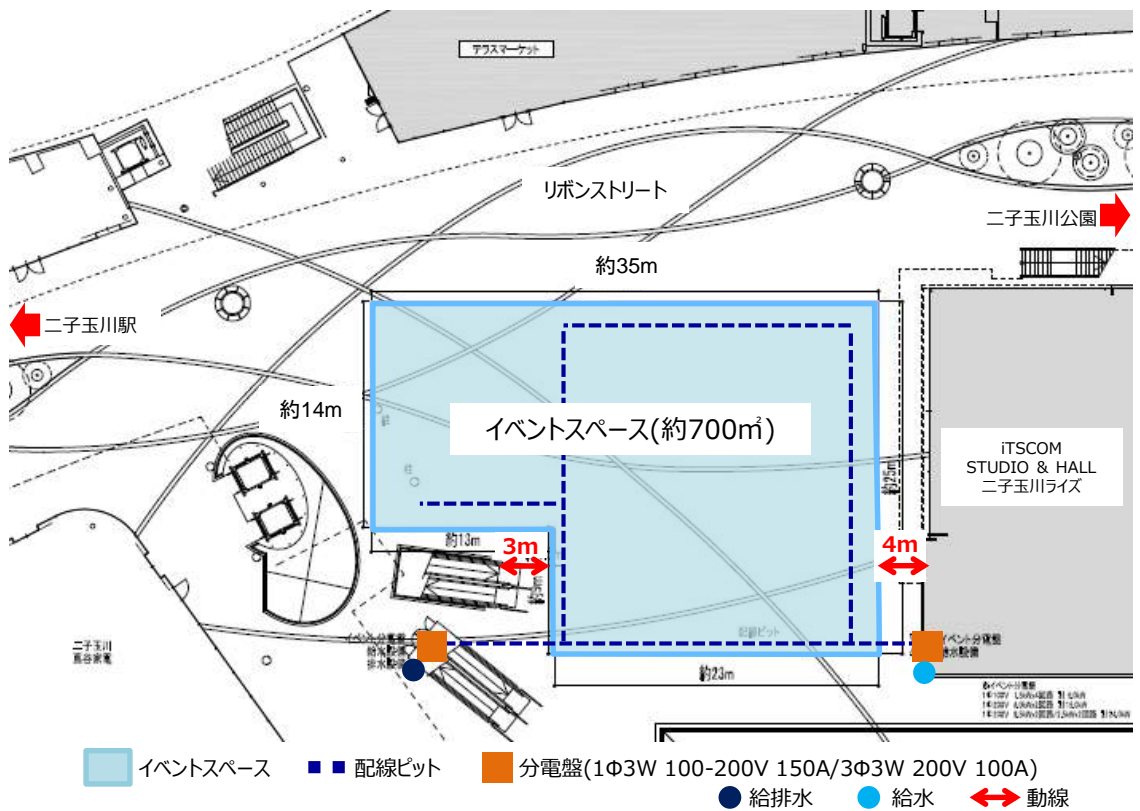
※環境装飾設置時は使用可能スペースや電源容量が制限されることがあります



- イベントスペース
 - 配線ピット
 - 分電盤(1Φ3W 100-200V 150A/3Φ3W 200V 100A)
 - 床電源(各15A×2)
- ↔ 動線



【二子玉川ライズ 中央広場】



1. 使用料金

使用料金は、下記「使用料金表」のとおりです。(記載の金額は税別です。)

ご使用日	平日	休日(土・日・祝日)
ガレリア	800,000円/日	1,400,000円/日
中央広場	500,000円/日	1,000,000円/日

※「ガレリア」「中央広場」それぞれ一カ所当たりの使用料金となります。

※広場の時間貸しまたは部分貸しはいたしません。

※上記料金には、会場使用料、電気使用料が含まれております。

※警備員の配置が必要なイベントの場合は、指定の警備会社と直接ご契約いただき、その費用については別途ご負担いただきます。

◆警備員派遣に関するお問い合わせ(ポスト・料金・支払先)

<ガレリア>

二子玉川ライズ I-b街区統括防災センター(株式会社東急コミュニティー)

03-5797-5701

<中央広場>

二子玉川ライズ II-a街区防災センター(株式会社東急コミュニティー)

03-5797-2531

※実施日の15日前までに最終警備計画の打ち合わせが必須となります。

2. 使用時間

【イベント開催可能時間】 全日 10:00~21:00

※「ガレリア」「中央広場」共通となります。

【搬入・搬出可能時間】

<ガレリア>

平日 7:00まで / 21:00以降

土日祝 7:00まで / 21:00以降

<中央広場>

平日 7:00まで / 20:00以降

土日祝 10:00まで / 20:00以降

※上記は敷地内への展示車両、トラスなどの大物の搬入・搬出が必要な場合の時間帯です。

※設営・撤収作業については、作業エリアが限定され、施設運営に支障がないと認められる場合に限り、上記時間帯以外にも実施いただけます。事前に作業内容をご相談ください。

ご使用者様 全体管理者

1. お問合せ および 企画概要の確認

本使用規則をご確認のうえ、実施をご希望されるイベント・催事等の企画概要書(想定レイアウトやイベント内容が具体的にわかる書類)をご提出ください。

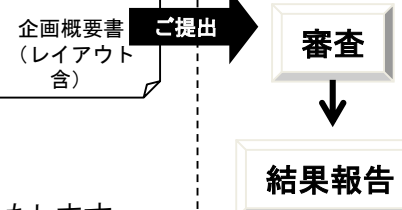
併せて、ご使用希望日の確認をさせていただきます。

※仮予約は受け付けておりません。

ご提出いただいた企画概要書をもとに審査を行い、その結果をお知らせいたします。

※審査には1週間ほどお時間をいただいております。

※概要書送付前にP7『不承認について』をご確認ください。



2. 実施の確定 および 予約金のご請求

審査の結果、企画内容、日程ともに実施可能と認められた場合には、別紙の「使用承認申請書」をご提出いただきます。

※ご希望の使用開始日の属する月の6ヶ月前より使用承認申請書の受付を開始いたします。

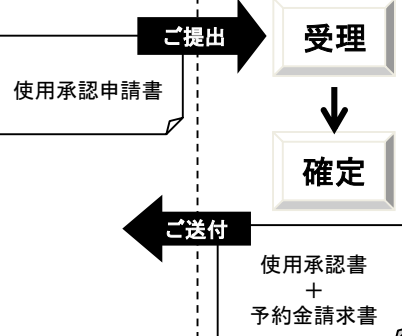
(例: 使用希望日が 2020年6月の場合⇒2019年12月1日より受付)

「使用承認申請書」のご提出、受理をもって実施の確定となります。

P8のキャンセルポリシーをご確認の上、お申込みください。

実施確定後、「使用承認書」および予約金(会場使用料の50%)

のご請求書をお送りいたします。予約金は「使用承認申請書」ご提出後、15営業日以内に指定の口座にお振込みいただけます。



3. お打合せ (実施日の1か月前までに)

実施日の1か月前までに「実施計画書」「運営マニュアル」「実施体制図」「搬入搬出計画」「施工プラン」「タイムスケジュール」等をご提出のうえ、全体管理者とのお打合せを実施いただきます。



4. 最終確認のお打合せ (実施日の15日前までに)

実施日の15日前までに「実施計画書」「運営マニュアル」の確定したものを基に、実施内容の最終確認と警備のお打合せを実施いただきます。弊社指定の各種申請書類も併せてご提出ください。

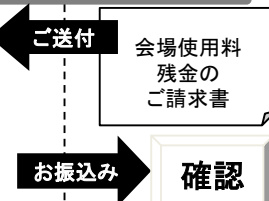


5. 実施当日

全体管理者の指示に従って、イベントスペースをご使用ください。

6. 会場使用料残金のお支払

イベントスペースの使用終了後、残金(会場使用料の50%)について、ご請求書をお送りいたします。イベント終了月の翌月末までに、お支払いください。



1. はじめに

二子玉川ライズ イベントスペースのご使用にあたっては、以下の点にご留意ください。

1. 運営管理責任について

イベント使用期間中における施設の管理、来場者の整理・案内、盗難、火災、事故等の防止、急病・けが人発生時の対応等については、主催者の責任において必要な対策を講じてください。

2. 来場者動線

二子玉川ライズは、商業施設やオフィス・住宅からなる大規模複合施設であり、また当イベントスペースは公開空地であり、通路として常時開放しております。イベント実施中は、**安全で快適な通行・動線確保の徹底**をお願いいたします。

※什器や物品の設置は、点字ブロックから必ず3m空けてください。

※イベントスペースにおいて全体管理者が指導する動線は必ず確保してください。

3. 搬入・搬出について

二子玉川ライズの近隣は住宅地でもあり、路上駐車については、所轄警察署から指導を受けております。**搬出入は事前に入念なご検討・ご調整いただき、計画的かつ安全に十分配慮した作業実施**をお願いいたします。

2. 不承認について

以下の項目に該当する場合は、不承認となりますのでご了承ください。

- ①催物の開催内容が、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づく、まちづくり団体における禁止活動行為に該当するもの。
- ②催物の開催により、使用場所及びその周辺に混乱または危険が生じるもの。
- ③催物の開催により、公の秩序または善良なる風俗を害する恐れがあるもの。
- ④催物の開催により、集团的・常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるもの。
- ⑤催物の開催により、特定の政治団体、宗教団体等の利益となるもの。
- ⑥催物の開催内容が、風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業およびこれに類するもの。
- ⑦催物の開催内容が、公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等に関するもの。
- ⑧催物の開催内容に、署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認められるもの。
- ⑨異常な騒音、臭気等の発生が予測されるもの。
- ⑩催物の開催により、二子玉川ライズのイメージを損なう恐れがあるもの。
- ⑪催物の開催により、イベント広場の管理上支障があるもの。
- ⑫催物の開催により、イベント広場使用後の原状回復が困難であるもの。
- ⑬支払期限日までに予約金の支払いがない場合。
- ⑭催物の開催内容が、二子玉川ライズ内のテナントおよび株東急カードが提供する商品・サービス等と競合する内容で、かつ全体管理者が不承認と判断したもの。
- ⑮「3. 反社会的勢力の排除」に抵触していると認められる場合。
- ⑯上記に掲げるもののほか、その使用が不相当と認められるもの。

3. 反社会的勢力の排除

- (1)主催者または申請者は、全体管理者に対し、自己(自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者。)が暴力団、暴力団員、暴力関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
- (2)主催者または申請者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、全体管理者は催告をすることなく、本承認を取り消すことができるものとします。
- (3)全体管理者が、(2)の規定により、本承認を取り消した場合において、全体管理者はこれによる主催者または申請者の損害を賠償する責を負いません。
- (4)(2)の規定により、全体管理者が本承認を解除した場合において、主催者または申請者は、全体管理者ならびに施設に生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

4. お申し込みの取り消し(キャンセルポリシー)

(1)取り消し方法

使用承認申請書のご提出前に使用者側の都合により使用の取り消しを行う場合、受付時間内(平日:9:30~18:00)に事務所へご連絡下さい。

(2)使用開始前の取り消し

イベント実施の確定後(使用承認申請書のご提出後)、使用開始日前に使用者側の都合で使用を取り消された場合、以下の基準によりキャンセル料金を申し受けます。

- ① 使用承認申請書のご提出～使用開始日の61日前まで :
会場使用料金の50%(※予約金に該当)
- ② 使用承認申請書のご提出～使用開始日の60日前以降 :
会場使用料金の全額

なお、使用解約の時点で既に発生している実費については、上記キャンセル料金とは別にお支払いいただきます。

※天変地異や不測の事故、災害にて生じた損害の賠償はいたしません。

※荒天などの避けられない気象条件により開催ができない場合は、原則として予約金の返金はいたしません。残金についてはご相談に応じます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う中止に関しては、P12をご参照ください。

5. 承認の取り消し・使用の中止

以下の項目に該当する場合は、その場でイベントを中止させていただき承認を取り消します。この場合、お支払いいただいた使用料金は返還できません。また、このために生じた損害の賠償はいたしません。

- ①「使用承認申請書」の記載に偽りがあった場合、もしくは申請時と使用時の催事・イベント内容が大きく異なる場合。
- ②使用規則及び全体管理者の指導に従わない場合。
- ③使用の権利を他に転貸・譲渡した場合。
- ④関係諸官庁からの改善の指示に従わない、もしくは中止命令が出た場合。
- ⑤二子玉川ライズの運営上、支障があると認められた場合。
- ⑥大規模地震対策措置法により警戒宣言が発令された場合。
- ⑦「3. 反社会的勢力の排除」に抵触していると認められる場合。

6. 関係諸官庁への届出

催物の内容により、必要に応じて、関係諸官庁にご相談のうえ、必要な手続・届出をとってください。なお、上記届出書類は予め施設側にて確認しますので各1部ご提出ください。

また、許可取得後、その許可された諸届出のコピーを1部ご提出ください。万一、届出不備のため開催不能となった場合、施設側ではその責任は負いません。この場合、お支払いいただいた料金等は返還いたしません。

◆ 飲食物の取り扱いがある場合

世田谷区 世田谷保健所 03-5432-2906

◆ 音楽著作権使用許可書

日本音楽著作権協会 東京イベント・コンサート支部 03-5321-9881

◆ 必要と思われる場合

警視庁 玉川警察署 03-3705-0110

7. 各種申請書類の提出

書類は変更となる場合がございますので、実施確定後に全体管理者までお問い合わせください。

申請書類	書類入手先・提出先
外来作業申請書	【二子玉川ライズ 全体管理者】 東急株式会社 ビル運営事業部 運営第二グループ 二子玉川営業推進担当 タウンマネージメントチーム TEL:03-3709-1097
作業員リスト	
取材・撮影申請書	

8. 指定会社及び立会い

安全管理のため、搬入・搬出時およびイベントスタッフが不在となる時、その他、全体管理者が必要と認める場合については、全体管理者指定の警備会社による警備を立てていただきます。

ただし、各社との間に生じた事故・トラブルに関しては、何等責任を負いません。

9. イベント内容の掲出について

(1) 全体管理者の判断により、催物の開催内容を二子玉川ライズウェブサイトに掲出いたします。開催日の1カ月前までに施設指定フォーマットへ、イベント内容のご入力及びメイン画像を添付し、ご返送をお願いいたします。※尚、ご返送が遅れた場合については、主催者または申請者からの企画概要書に基づき、全体管理者が掲出いたしますのでご了承ください。

(2) 催物の開催中は、当施設スタッフがイベントの内容を撮影いたしますのであらかじめご了承ください。

10. 安全な催物の催行(1) ※広場使用に際して下記事項を必ずお守りください。

- (1) 使用期間中においては、そのスペースもしくは使用内容により発生した事故については、使用者自身のみならず、関係会社や来場者行為であっても、全て使用者に責任を負っていただきますので、事故防止には万全を期してください。
- (2) 来場者等の安全・快適かつ自由な通行を阻害しないように留意してください。また、点字から3m以内に什器や物品の設置はできません。
- (3) 商行為については、お問い合わせください。尚、商談や契約行為は実施できません。
- (4) ガレリアでのイベント実施については消防の指導により、消火器を3本ご用意ください。
- (5) 使用期間中、責任者は必ず会場内に常駐し、施設側と相互連絡のとれる状態を保ってください。
- (6) 使用期間中は主催者側のスタッフが常駐いただき、安全の確保をお願いいたします。複数日程にわたる開催などの際は弊社指定の警備員を配置してください。
- (7) 施設の使用中(搬出入時も含む)の人的・物的損害に対する賠償責任は、主催者の負担となります。また、使用期間中の顧客の整理及び安全管理は主催者の責任で行ってください。
- (8) 音楽、発表会、競技等、2階以上の階の通路やデッキに人が集まりやすいイベントの開催時には、2階～5階の通路又はデッキに、観覧のお客様のカメラ等の落下やフェンスへの寄り掛かり防止のため、イベント開始前にカラーコーン、コーンバー等を設置するとともに必要に応じて案内要員を配置してください。
- (9) 搬入出時間及び経路の制限がありますので、施設レギュレーションに則った作業をお願いいたします。
- (10) 搬入・搬出時は通行人に危害を与えないよう、主催者の責任において弊社指定の警備員を配置してください。(※別途契約 P5警備員派遣に関するお問い合わせ参照)
- (11) 搬出搬入及び車両展示に関しては養生や車両重量などについて規定を設けています。お打合せにて詳細をご確認ください。
 その他施設、備品、および付帯設備等を汚損、破損するおそれのある場合には、事前に弊社の承認をうけたうえ、使用者の責任と負担において適切な養生を必ず行ってください。
- (12) 建物・設備・器具・備品等への糊付け、貼り紙、釘打ちなど原状回復を困難にする行為は固く禁止しております。
- (13) 電源盤から電源を引き込む場合、あるいは、イベントスペース内で配線を行う場合には、お客様が躓かないよう必ず養生を行ってください。その際にはパンチカーペット、配線ガード等を使用するなど、安全対策を十分に行ってください。
- (14) 造作物、看板等の設置に当たってはウェイトを十分に用意し、風速20m/sの風に耐えられるよう施工・設置してください。
 ただし、記載の数値は目安でありますので、使用者がその責任において安全に配慮した設計を行い、状況に応じた対応をとってください。
- (15) 設営(仕込み)を完了させた時点で、必ず全体管理者のチェックを受けてください。
 ※全体管理者のチェック時、設営の不備等があった場合はその場で再度調整していただきます。
- (16) 電源盤の ON/OFF は、必ず全体管理者の立ち会いのもとで行ってください。また、電源盤の周りの安全確保は必ず行ってください。
- (17) ガレリアでは火気使用はできません。電気を使った熱源等を持ち込まれる場合も、必ず、全体管理者にご相談ください。
- (18) 喫煙・トイレ・飲食は所定の場所をご利用ください。
- (19) 関係者による客用の施設(喫煙所、トイレ、エレベーター、エスカレーター等)の使用はご遠慮ください。

10. 安全な催物の催行(2)

- (20) 近隣施設等の迷惑となる音出しはお断りいたします。また、他施設等より苦情等が出た場合、止むを得ず中止等の対応をしていただく場合がございます。
- ※音出し(リハ等)は朝9:00以降に全体管理者立ち会いの下、行ってください。
- ※音量は必ず全体管理者に確認をとり、その指導の下、大きさを調整してください。
- ※前日設営等で施設営業時間内に作業を行う場合、作業音についてご配慮をお願いします。
- (21) 看板・ポスター・チラシ等の掲示及び配布は、予め全体管理者の承認を必要とし、所定の場所以外への掲示及び配布は禁止しております。また、終了後速やかに撤去してください。
- (22) ウェブサイトを含むイベントの告知に関する広告類の掲示、及びチラシ等の配布を行う場合、内容、表現等の確認が必要となりますので、事前にサンプル等をご提出ください。
- (23) イベント開催中にメディア等の取材を受ける場合には、事前に全体管理者の承認を受けてください。
- (24) 当施設は鉄道線に近接しているため、安全の観点からヘリウム入り風船・アルミ風船の配布は禁止しております。風船を配布する場合はゴム製、空気入りのものをお願いします。
- (25) 一般のお客様のご迷惑となるシャボン玉を用いた演出は、原則お断りしております。
- (26) イベント中、また設営・撤去時に出たゴミは主催者が責任を持ってお持ち帰りください。
二子玉川ライズ内のゴミ箱等に投棄する行為は禁止しております。
- (27) イベントに必要な清掃・警備等については、全体管理者が指定した業者のご利用をお願いします。
- (28) 高所作業において、安全な作業のためヘルメットの着用や適切な器具の使用をお願いします。
- (29) その他会場運営上、安全が損なわれる場合は全体管理者より主催者に警備員もしくはスタッフの配置を要請する場合があります。

11. 原状回復の義務

使用終了後は、使用箇所及び利用施設の原状回復と清掃を主催者にて行っていただきます。
使用終了後に全体管理者にて点検を実施し、原状回復されていない箇所がある場合には、主催者へご連絡のうえ、原状回復を実施していただきます。

なお、主催者が原状回復義務を履行しないときは、全体管理者がこれを代行し、その費用および、主催者様が原状回復を履行しないことにより生じた損害の賠償を主催者へ請求させていただきます。

※飲食物の取り扱いにおいては、パンチカーペットを敷くなど、あらかじめ対策を講じてください。

12. 禁止事項

二子玉川ライズでは次に掲げる行為が禁止されております。次の各号に該当する行為を行った場合、または行おうとした場合は、会場使用の中止を命ずる場合があります。

- (1) 悪臭、ガス、煙等を発散する恐れのある物品を持ち込むこと。
- (2) 発火もしくは引火しやすいもの、または爆発の恐れのある物品をもちこむこと。
- (3) 来場者の通行の妨げとなるものや広告物を設置すること。
- (4) 署名、勧誘、キャッチセールス等を行うこと。
- (5) 自動車、自転車、バイクまたはスケートボード等により走行または駐車・駐輪すること。
- (6) 全体管理者の許可なく火気を使用すること。
- (7) 全体管理者の許可なく食品または物品の販売・配布をすること。
- (8) 動物を綱、鎖等で保持せず移動すること。
- (9) ゴミその他の廃棄物を投棄し、その他不衛生な行為をすること。

13. 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う特例措置について

2020年2月以降の新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うイベント中止に際し、特例としてキャンセルポリシーに以下の要件を追加いたします。

①対象期間：

イベント実施予定日が、政府によるイベント自粛を要請した日にち以降、自粛要請期間最終日を起点として4週間後まで。

自粛要請期間が延びた場合は、その最終日を起点として4週間後までを対象期間といたします。

例)2月26日から3月15日迄政府による自粛要請期間となった場合、

最終日の3月15日より4週間後の4月12日迄を対象期間といたします。

②キャンセル料：

会場使用料の50%(*予約金に該当)とし、会場使用料残金は不要

※上記内容は、変更となる場合がございます。

詳細は担当者または窓口までお問合せください。TEL：03-3709-1097 (受付:平日9:30~18:00)

(別紙)

「二子玉川ライズ イベントスペース」

使用承認申請書

年 月 日

全体管理者 東急株式会社 あて

(申請者)

住 所 〒

電話番号

団体・企業名

代表者名

印

「二子玉川ライズ イベントスペース」の使用について、下記のとおり申請します。
尚、使用にあたっては「二子玉川ライズ イベントスペース使用規則」を遵守することを確約致します。

記

使用日時

年 月 日から 月 日まで

主催者

催物内容 (具体的に記入すること ※書ききれない場合、別添も可)

・ 該当箇所に○をつけてご提出ください。

使用場所

ガレリア

・

中央広場

●環境装飾設置等

有 ・ 無

●イベントスペース使用範囲

通常

・ 制限

●使用規則「10. 安全な催物の催行(1)」(3)記載の通り、商談や契約行為は行いません。
備 考

二子玉川ライズ 全体管理者

東急株式会社
ビル運営事業部 運営第二グループ
二子玉川営業推進担当 タウンマネージメントチーム

〒158-0094
東京都世田谷区玉川1-14-1
TEL: 03-3709-1097 (受付: 平日 9:30~18:00)

※一般のお客様による、当施設で開催される二子玉川ライズ主催以外のイベントについてのご質問は、二子玉川ライズHP上に記載の各イベントお問い合わせ窓口までご連絡ください。